「日本封建制度の成立」に関する研究史

日本における封建制度が、如何なる時期に、如何にして成立わり、その概念規定についての整理が必須の前提となる。とするとき、やはり「封建制」の概念規定の問題が前面に横たとするとき、やはり「封建制」の概念規定の問題が前面に横たとするとき、やはり「封建制の成立」についての研究史を述べようう。ここに「日本封建制の成立に関する考究に際して、つねに問題となるの封建制の成立に関する考究に際して、つねに問題となるの

建制」の意味内容が、きわめて曖昧にされているところにある建制」の意味内容が、きわめて曖昧にされているという事実成立事情について、未解決の問題が多く残っているという事実成立事情について、未解決の問題が多く残っているという事実成立事情について、未解決の問題が多く残っているという事実成立事情について、未解決の問題が多く残っているという事実成立事情について、未解決の問題が多く残っているという事実成立事情について、未解決の問題があるという事実成立事情について、未解決の問題がある特質をもつかなど、したか、あるいは日本の封建制が如何なる特質をもつかなど、したか、あるいは日本の封建制が如何なる特質をもつかなど、したか、あるいは日本の封建制が如何なる特質をもつかなど、したか、あるいは日本の封建制が如何なる特質をもつかなど、したか、あるのでは、

安 田 元 久 のではないかと思う。日本の歴史の上で、何時の時代が封建制のではないかと思う。日本の歴史の上で、何時の時代が封建制のではないかと思う。日本の歴史の上で、何時の時代が封建制のではないかと思う。日本の歴史の上での共通の広場がなく、そのが不安定であるならば、論争の上での共通の広場がなく、そのが不安定であるとば、論争の上での共通の広場がなく、そのが不安定であるとば、論争の上での共通の広場がなく、そのが不安定であると言わざるを得ない。しかしながら、そうした混乱にもかかわらず、そこにはおのずと、研究の発展のあとも示されたし、また概念の不明確さを克服しようとする努力も行なされたし、また概念の不明確さを克服しようとする努力も行なされたし、また概念の不明確さを克服しようとする努力も行なされたし、また概念の不明確さを克服しようとする努力も行ないた。そして今日、その「封建制」の概念規定を整理しわれていた。そして今日、その「封建制」の概念規定を整理した。

「封建」の文字と概念が、もともと中国から伝えられたもので制度」という言葉の用い方は、それとは別の意味であった。用いられていることは言うまでもないが、日本で古来、「封建用いられていることは言うまでもないが、日本で古来、「封建してところで、今日の学界において、「封建制」なる日本語が、

史の歩みのあとをたどることができるのである。

て考えれば、日本封建制度成立史についての、成果のある研究

時の 無く、 統治形式を考えたわけである。 する「封建」として、鎌倉幕府以来江戸幕府に至るまでの国家 ばならないが、とにかく中央集権に対する分権、 についての理解そのものも多くの誤謬を含んでいたとしなけれ て、 央集権的な機能を失い、それに代って守護地頭の制 そのような意味での「封建制度」が何時頃から成立してきたか 鎌倉幕府の守護地頭設置を以て、 といえば、大体においてその時点を、律令的国司制度がその中 の体制を以て日本の封建制度の完成と見たのである。そして、 い時代には、 治以前の日本で、 度をさす。 秦時代の中国、 (一八七七) いるのは、 日本史に関する研究の現段階から見れば、 分権的統治方式が見られるに至った鎌倉幕府成立期に求め 江戸幕藩体制下における国家統治形式にのみ著目して、 形式の表現であり、 わが国の統治形式を考えた。 社会制度の概念として用いられるものではなかった。 それは郡県制度に対立するところの、 に著わされた田口卯吉の「日本開化小史」にも、 当然のこととして、この中国の封建の 意味を以 その最も顕著な適例といえよう。 とくに周の時代に典型的にみられた国家統治 ヨーロッパ的な歴史概念がいまだ行なわれな そこには社会構造に関する顧慮は全く 例えば頼山陽の「日本外史」に、 従って江戸時代の学者は、 「封建の勢い また明 この守護地頭 始まる」と評し 国家統治組織 郡県」に対 が 治十 ~生まれ 年 そ 当 制 眀 制

> て郡県 た中国史上におけるそれに典型を求めたのも当然と思う。 史観は、 したのであるが、総じて近代史学が発達する以前の日本人の歴 れも儒学的あるいはシナ学的な概念としての「封建」を問題と 的な地方支配方法の成立とをあげているのである。 日本の封建制が鎌倉時代に成立したことを述べ、 制的な国司制度の崩壊と、 殆んど中国の歴史思想の影響下にあり、 土地の給与を媒介とする分権 一封建 その理 これらは 由とし B 何 ま

あることは言うまでもないが、

中国における封建制度とは、

先

基く 治三十六年に発表した論文「公家制度の発達」において 論を否定している。 本に適用すべからざることを理由に、この大化前代「封 重野安繹は「封建」の文字が中国固有の概念であってこれを日 て封建の制の認められぬことを主張したが、さらに明治以後に いて頼山陽は、 される国学者たちによって主張されたものである。 ようとする説であり、それは本居宜長・平田篤胤らによって代表 を日本における大化前代の氏姓制度あるいは国造制の中に認め 史上に比定するとき、江戸時代の学者の中には、 のと全く別の論をなすものもあった。 代を以て日本独自の「 なお、そのような意味での中国的な「封建」制度を日本 れらの論争においては、 「郡県」 に対する 「日本政記」において反論し、 しかしそれにもかかわらず、 「封建」が問題となっているが、 封 建制」 言うまでもなく中国の歴史思想に であることを主張して すなわちその「封建制 日本古代にお 三浦周行は明 右にあげたも との論につ Ó 度

前

象し得なかったものとしなければならない。それは現在の、と が見られるが、それでも基本的には上記の如き中国的概念を捨 形態ばかりでなく、内容的に封建制をとらえようと する 立 所のものである」と述べている。この場合、たんなる国家統治 建制度は「上下相貫の主従関係と封土関係とに依って組織する 治郎さえも、 昭和にかけて、 らないと思う。そのこと自体は必ずしも誤りではなく、 世における feudalism の総体的な理解が不充分な段階に あっ て「封建」の文字を当てることになった。それはヨーロッパ中 をうけ、近代的歴史学が形成される段階に入るが、その頃、 しての「封建制」概念とは、はるかに異るものと言えよう。 の概念としての「封建制」と類似の形態を認めたからにほかな くに経済史学の上で有力なところの「奴隷制」に対する概念と 歴史概念での「封建」を以て、 パの封建国家 ところで明治中期以後、日本では漸くヨーロッパ史学の影響 ロッパの feudalism の概念が導入され、これを訳すに際し 3 はるかに後の時代にまで命脈を保った。たとえば大正から ロッパ中世の国家統治形式に注目し、そこに日本古来 「封建なる語は、郡県に対するものであり、」 日本経済史の分野で指導的立場にあった本庄栄 (Feudalstaat) の統治形態は、まさしくシナ かなり正確に表現し得る。 = |

かしながら西洋中世の封建制(feudalism)

とは、

ただ国家統

ある。

この二つの概念規定について、より具点的に 見

るなら

し

p

けられるとは言え、 立した制度あるいは社会構成とを綜合して考えるのが普通であ そして現在の学界では、後述の如く大きく二つの立場に分 「封建制」を世界史的に普遍の 概 念 と し

場

た「封建」の概念は、江戸時代あるいは明治時代ば

カュ りで

な

治形式ばかりでなく、

それが固有の社会経済的基礎をもって成

捉える立場とを指摘することができよう。この前者は、 求められるのである。 言葉を借りて構成する概念とは、 したがって日本における「封建」の本来的な意味と、現在その おける法制史の分野に共通の立場であり、 パの経済学者によって観念された feudalism の概念を規準と された「封建制」概念を以てする立場と、二つには西ヨーロッ なければならない。そしてこれを大別すると、 その概念構成において種々の立場が生まれてきた事実を指摘 捉えながらも、ヨーロッパにおける研究成果に影響されつつ、 封建制なるものを、 ばならない。封建制概念の混乱の原因は、まず第一にこの点に て、すなわち世界史に共通な歴史的範疇として使用している。 して形成されたところの、社会経済構造に密接した概念として ッパ中世のレーエン制度(Lehens wesen)を基礎として形成 次に日本における「封建制」概念の混乱の第二の点として、 とくにマルクス主義歴史学において顕著にみられる立場で 右の如く世界的に普遍な歴史的範疇として かなりの差異があるといわね 後者は経 一つにはヨー 済 史 日本に p

∄

は

封

建制」 摘し得るが、

概念の相

ねばならない。

さて以上の如く、

大きく分けて三つに区別される概念規

定の

日本封建制の成立に関する研究史の上で

違がそのまま研究の進展の度合いを示

がを指

る。 ば、 農奴制社会とも言えるわけである。 による支配と収取とが実現している社会体制」をさす。 との対抗関係に基軸を置き、 経済史的立場においては、 の主従制・恩給制などの概念が生まれるのである。また後者の る法的秩序」として把握する。 相互の間における、階層的な支配関係を基調として成立して 従ってこの封建制社会とは、 領主とは封建的土地所有者であり、 前者すなわち法制史的立場にあつては、 wesen) を 封建制とは、 領主の農民に対する経済外的強制 「土地領有者層— 従ってその封建制の基礎として 経済構造の上から言うならば 農民は農奴と規定され 「領主と支配下の農民 「封建制」(feud (領主層) ―の との場

きわめて広汎な意味に用いられ、 るところに非常な相異があるとすれば封建制成立の歴史を論ず 用するのであるから、 と周知のところであるが、 るときに多くの混乱が起ることは当然であろう。 ح 3 のように同じ「封建制」の用語を以てしても、 1 ロッパにおいて feudalism, Feudalismus その そのような概念をさらに日本史に援 取扱いの困難さも当然のことと言わ その概念規定も多岐に亘るこ またもとも その意味す の 語 が、

> この概念に包含させない立場もある。 構造についてのみ封建制を考え、下部構造たる社会経済構造を 想の上での「封建」概念が行なわれ、 依然として二つの流れが存在するが、 界史的範疇として理解する限りでも、 ついてのことであり、 有力となり、 に、社会の下部構造に主たる焦点を置くところの封 の封建制が論議され、 もに、主としてドイツ法制史の影響のもとに、 している。 ってきたと言わねばならない。 すなわち古くは、 その立場での日本封建制の成立が関心の 現在といえども、 ついでマルクス主義歴史学の盛行ととも 上述の如く中国的 ただしこれらは研究史の大勢に 近代的歴史学の成立とと 従って、「封 研究史の進展の上では、 現在の日本の学 い わば支配体制 法制史的立場で 儒教的 建制理 (建制」を世 対 外象とな の上部 一には 論

する説、 の社会を封建社会と考え、 三つに大別し得よう。 われてい 味内容にも種々問題があるが、 結論に達していないという事実である。 制成立期をどこに求めるかという問題が今日といえども決定 もう一つ予め考えて置かねばならないことがある。 なお、 る日本封建制 日本封建制 つは十・十一世紀頃から成長してきた武士が、 成立史に関する研究のあとをたどるとき、 一つは十世紀以後急速に進展した荘園 成立期に関する諸説を整理すると、 この時期に封建制の成立を見ようと それは別問題として、 まず「成立」という意 それは封 今日行 次 菂

上述の如き画期があったと言えるのである。

知って置かねばならないのである。 この問題に関する研究史をたどるとき、 る。一つの説が克服されたかに見えても、 建制」概念の混乱とあいまって、種々の形態をもってあらわれ いを新たにして、不死鳥の如く現われ、 ある考え方があるが、それらが過去の研究史の中で前述の「封 戸幕藩体制の成立に至る時期こそ、 壊し、大名領国制が完成する室町末期から、太閤検地を経て江 るとする説である。これらの説の間にも、またそれぞれの差の 至る時期を封建制成立期とする説、 すなわち鎌倉幕府創立から承久の乱あるいは南北朝内乱 封建制の成立した時期であ そして一つには荘園制 こうした実情をも予め 強く自己を主張する。 また何時のまにか装 が

(1) 『続法制 史の研究』、 第二篇「公家制度の発達」、 第二章、 \equiv

八六百。

- (2)旨のことは本庄栄次郎がのちに改補訂正された『日本経済史 『日本社会経済史』 説』)昭和二三年)にも見られる。 (昭和三年)。 封建制に関する同一の 趣
- (3) 性」(『歴史学序説』所収)、「封建制 成立史」第一章、 これら封建制概念の混乱については、 「史学雑誌」 (『獨逸中世史研究』所収)などにくわしい。 五八ノ二)、及び上原専禄「封建制概念の多様 豊田武「封建制の成立に関する諸問題 度 牧健二 研究に於 「日本封 け る 建 傾 制

(4)論に支えられて、 あろうが、またM これは主としてドイツ法制史の正統を継承せんとする立 それを日本に適用するのである。 Lehenswesen ・ウエーバー の意味での封建制を問題 ゃ H ・ミッタイスなどの理

としての力を基にして一応の国家的政治体制を作り 上

げ た

崩

本において近代的歴史学が成立する以前のことは、

先に若

倉幕府の地頭制度及び御家人制度の中に認めようとしたのであ 礎としての知行制であり、他の一つは人的基礎としての家士の 日本封建制度が二つの基礎より成るといい、その一つは物的基 成立するまでの間を、 制が成立する鎌倉室町時代を経て、十七世紀初頭に徳川政権 5 政治の形態がヨーロッパ中世の Feudalismus に類似すること 封建制度の比較史的叙述が行なわれたが、そこでは日本の武家 wirtschaftliche Entwickelung in Japan" において、 に注目し、その武家政治成立の前提となる荘園制の 成 る。一九〇〇年に書かれたその著"Die gesellschaftliche und feudalism が移入されたのち、この概念を日本の歴史に適用し 干触れた程度にするが、ヨーロッパの歴 史 的 ようとする試みは、まず福田徳三によって行なわれたようであ (Vasalität) 鎌倉幕府の地頭制度によってその荘園が封地と化し、 であるとして、 封建制の時代としている。 その具体的成立の端緒を、 概念としての そして彼は 立期

明らかである。 が の学者の日本封建制度に ならない。とくにその後、 入する上で、 のまま受容し、 までもないが、 ಕ್ಕ における Lehenswesen あるいは せないところである。 その解釈が今日から見てきわめて幼稚であったことは言う Ħ ーロッパにおける近代的歴史学の概念を日本史の上に導 **先駆的役割を果した点において高く評価されねば** この著述は比較的簡単なものであっ た これを日本の場合に適用したものであることは その封建制についての考え方が、 関する知識の源泉となった事実も見の 約半世紀にわたって、 Feudalismus この書が西洋 ドイツ法制史 0 解釈をそ とは い

治が一 日本の Feudalismus とかいう名辞を用いることをさけたが、 "Die Geschichte der Buke-Herrschaft in Japan", 比において、 ころが多いが、 この論文は後述する中田薫の荘園に関する研究の成果に負うと なおこの書と類似した成立経過をもつ論文として、 そして新見吉治は、 九一〇年代にドイツのライプチヒ大学において 書い きわめて不明確な 封建時代」の特質を明らかにするためであり、 ヨーロッパ 日本の武家政治の歴史をヨーロッパ中世との対 の 歴史学会に紹介する意図を以て書か feudalism ことさらに Lehenswesen とか の概念一般の整理に対 があるっ 新 それは そこか 見 吉 た

する貢献をせんとする意図をもったものと思われ

日本では一九〇〇年代の始めから、

∄

1 F ッ

史学の新しい

園

る

をひらいたのは中田薫の諸業績である。 傾向が顕著となった。 の傾向の下にあったが、とくにこの問題を大きく展開する基礎 ではなく、支配、 大きな影響を及ぼし、 しての法制史学において、ドイツ法制史学の正統としてのロー 方法が、 ト (P. Roth) やブルンナー 精力的に取り入れられてくるが、とくにその一分科と 被支配者の身分関係に焦点をおいて考究する 先の福田徳三の場合も、 日本の封建制度を、国家統治形態として (H. Brunner) の理論はとくに 大体に おいてそ

係が荘 恩給制と、 属者に領有地を貸与する方法」であり、 有者が恩恵的意思を以て、 通じて恩給制度が行なわれたことを認めるが、それは 地頭制について論じたものである。 もとに、 家政治の歴史の中に導入し、その封建 どの諸論文は、 に関する研究」及び「コムメンダチオと名簿捧呈の式 いはその翌年に発表した「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」な 史の中で精密に分析した。そしてまた一方では、 クの恩給制と共通の根本観念を有することを主張し、 彼が明治三十九年(一九〇六)に発表した「王朝時 園の発達とともに成熟したとして、 日本の荘園制度及び武家政治体制、 主従制との上に成立した法的秩序であるとの前 何れもヨー 奉公の義務を条件として、 ロッパ中世の封建制概念を日本の 彼は鎌倉時代、 쒜 その点におい が その経過を日 土 とくに鎌倉幕府 地 $\widehat{\parallel}$ 武士社会に 室町時代を て、 自己の従 代 所 「土地領 との関 本の荘 領 の ある フラ 提 荘 武 の 常

史全体が封建制成立の過程に他ならなかった。 確立すると見たのである。従って中田説によれば、 士地の不動産物権を行使することを、公法上から承認され、 考えた。そして概括的にいえば、領主と従者との間の主従関係 されるに至る経過こそが、封建制成立の過程にほかならないと らかなように、 成の時期は室町時代の中葉にあり」と述べていることからも明 給制を日本封建制成立の主軸と考えたところに大きな特徴があ いには全く士地を占有・知行するに至って、はじめて封建制が の成立が封建化の端緒であり、その従者たる武士が恩給された 頭などにおける私的な土地領有権が、やがて公権力の下で保証 するに至って、その完成を告げたるものなり、しかしてその完 徴税権が、不当に拡張されたる守護の公法上の権力と互に結合 荘園制発達の中に見られる土地恩給法の成立過程を重視し、 たことは明らかであるが、ただ彼の場合は、どちらかといえば の点を見れば、彼の所論がH・ブルンナーの説に強く影響され きた恩給制と、土地給与を媒介とした主従制の成立と を指 もつことを主張する。 おける主従関係の結成が封建制成立の端緒として大きな意味を この中田薫の研究は、 そして彼自身が「我が封建制の発達は私権化したる国郡の この両者の結合の上に封建制の成立を考えるのである。 荘園制の発展にともなって 成長 した下司・地 すなわち日本の荘園制の下に 発達して その基本的前提において土地恩給制と 日本の中世

> た点において、それ以後の封建制成立史の研究の基 盤 をつ く 制の成立を荘園制発達の歴史の中に非常な精緻さを以て追求し また現在にまで大きな影響を与えていて、その功績は高く

主従制との複合を、

比較的単純に扱ったきらいはあるが、

肂

そ 摘

評価されねばならない。

この中田薫の研究と、

ほぼ同じ時期に、

三浦周行による「武

たのである。彼の場合はヨーロッパ中世の封建制度を、領主、本の武家政権の政治組織の中に、封建制の問題が追求されて. 家制度の発達」に関する研究がすすめられていた。そこでは日 彼の場合はヨーロッパ中世の封建制度を、 領主と

その家士との従属関係に基礎を置くものと理解し、 に対し、三浦説はその点での弱さはあるが、武士社会に とにおける恩給地に関する権利義務の問題を厳しく追求したの あまり異らないが、法制史的立場にある中田説が、恩給制のも 建制度の成立を認めようとした。その視点においては中田説と 士社会における主人と従者との私的な従属関係の発展の間に封 日 本 における

て確立する点を重視する。 本に据えながらも、 制度の基礎確立し、 そうした関係がやがて公的な社会組織とし 有力なる武士的社会を組織し、 その当然の結果として、 「日本の封 永く武家

建

つ

るなど、

うな、より具体性のある方法をとっている。そして三浦は、

的な所領の所有者と借地者という立場から生ずる従属関係を基

従属関係を、十一・二世紀における源平二氏の動きと関連させ

むしろ政治史の動向と結びつけて説明するといったよ

態とは別のものとして、 見ることに反対し、

荘園制的関係の中に生まれた土地

給与の形

7

が、

で

鎌倉幕府の下で行なわれた土地給与の

鎌倉幕府の支配体制の確立を以て、 0) 制を捉えようとしたことは明らかである。 頭 模範となりしは実に鎌倉時代にてありき」(11) の制 土 度など、幕府権力による支配組織に重点をおい 地制度の内容よりも、 鎌倉幕府の御 封 建制の成立を見た。 家人制 と主張した如く、 度や、 て封 その 守 建 護

和 Œ 批 0 H ではないが、鎌倉時代にみられる恩給制の徴証たる所領の に一つの特徴がある。 人社会にみられる主従制に主軸を置いて封建制を考えるところ 判的に継承し、 て、恩給制を主軸に置いた中田説に反対し、 類推を排除するところにある。 本の封建制の独自の性格を強調し安易なヨ 十年(一九三五)に公刊された「日本封建制度成立史」 面から立ち向ったのは牧健二であった。 次にこの三 さらにまた中田説が荘園制そのものの中に封建制 将軍と御家人との (=保証) 彼の基本的立場は比較法制史の上に立ちながらも、 主従制すなわち身分的人間関係が重視され |浦周行の立場に影響されながら、 とか「新恩」 (=新恩地の給与) な 同じ法制史学の立場から封建 その場合、 身分関係を保ち、 そして日本封建制 勿論恩給制が無視されるわ これを強化する手段 その研究成果 1 中 むしろ鎌倉御家 制成立の問題に 口 ッパ 田 薫 の成立に Ł 封 の の発展を たのであ 建制、 業績 は 行為 にく 安 昭 な ぞ け 0 لح

> れる時点が、 家人社会にお 立期として重視したのであった。 (一一八五) 時点を鎌倉幕府の地頭制度の成立の時期に求め、 係を指 の守護地頭設置を以て、 封建制成立の重要な契機となる。 ける主従制と恩給制との結合が公権を以て そこに封 建制の由来を考える。 日 本における封 従っ そして彼は、 て 文治 (建制 確 府 元 0 そ 年

0

場

たが、 説的位置を占めたことも否定できない。 基礎とする軍事的な政治体制をここに封建制度という」とある する全武人の間の主従関係と恩給関係とは、 六国の総守護職・ の武人の間の主従関係と恩給関係とは私的な関係にすぎなか をもったようである。そしてそれ以後の、 治元年のいわゆる「守護地 を帯びるに至った。この公認された武人の主従制と恩給制とを 『日本法制史概説』(一九四九年刊)には、「平安朝時 に対し、 からの封建制研究としては斬新であり、 この牧説は、 あ Ď, これは現在法制史的には 平氏を討滅した源頼朝が、 またきわ 石井説では中田薫の主張と同じく 二はこれを守護・ 現在に至れば種々の批判も 総地頭職に補 めて具体 頭補 地 的 頭の かゝ 封 任の動 つ 建制度を説く場合の代表的立 せられるに及んで、 文治元年に朝廷より日本六十 補任権の 明 解な叙 許 たとえば石 またか 法制史の分野で あるが、 の法的性 頼朝自身が総守護 獲得であるとしたの 述である。 著しく公的な色彩 なりの説得力 法 彼を首長と 代 井 質 制 そして文 良 後 K 史 助 半 つ 0 0 0 立 期 定 2

総地 解と言い得るのである。 説とほぼ同様であり、これが現在の法制史学における共通の理 守護地頭補任を以て封建制確立の指標とした点で、石井説は牧 「頭に補任されたとする点で、 一つの対立はあるが、 頼朝の

- (5) 論』として出版されている。 この鸖はのちに日本においても坂西由蔵訳 日 本 経 済 史
- (6) ことのみでも、それが充分に証せられるであろう。 universalen Sozial und Wirtschaftsgeschichte. 、黒正巌訳『社会経済史原論』) にこの書が引用されている Max Weber, Wirtachaftsgeschichte. Abriss 1919

は

政 治の歴史」と題して、 この論文は直ちに公刊されず、 「武家政治の研究」 所 邦語によって発麦された。 収 のちに「日本に於ける武家 (新見吉

(7)

中 $\dot{\mathbb{H}}$ これらの論文は何れも、 薫 『法制 史論 集 に収 国家学会雑誌に掲載され、 録された。 のちに

(8)

- (9) 「王朝時代の庄園に関する研究」
- (11) (10) 第二輯) 「武家制度の発達」 浦周行の研究成果は、 及び 『法制史の研究』(正・続)に掲載されている。 (『続法制史の研究』所収) 何れも『日本史の研究』 五八五頁。 (第一・

Ξ

法制史家たちの多くは、 鎌倉武家社会が 3 1 Ħ 封 一建制と

> かし前述の経済史的立場からするならば、 を促すという、いわば上からの封建化の途を想定している。 て社会の下部構造をも規定し、やがて武士以下の階層の封建化 関心のみが強く働いていたことは言うまでもない。 にしても、 類似する点を強く認識したが、 社会経済の発展そのものの中に求められねばならない。土 地頭制度の成立を契機とする封建化の運動が、 その場合、 社会の封建化の過程 社会の上部構造 牧健二の説 やが

会的政 ものの性格が奴隷制か封建制かという、 史の立場では、 るいは経済制度の問題として一応別に置く。これに対して経済 た。 れたことは否定しないが、「荘園制」 がらも、 胎と考えた荘園制を、 田 問と批判は、主としてこうしたところに向けられる。 められるであろうか。法制史の立場に対する経済史側からの疑 に鎌倉時代社会の下部構造を見るとき、そこに封建的性質が認 能であったか、その理由を社会経済の根底にあるところの、 産者たる農民の成長発展の中にさぐらねばならない。 地の恩給制や主従制が生まれてきたとしても、 説に批判修正を加えた牧説の場合、 従って、 治体制に関する歴史的範疇と考える。 荘園法とは別に武士社会の封建法が成立した と考え 荘園的土地支配機構の中に封建的土地領有が育ま 「荘園制」の概念をさらに広く用い、 封建制成立の社会経済的媒体とは考えな はあくまでも経済構造あ 中田説が封建制発達の母 日本の荘園制の性格規 従って荘園制その 何故にそれが これを社 また現実 とくに中 生 可

る」というのであって、y (12) というのであって、y では日本独特の形態ではあっても、 これを奴隷制と見ることはできず、 て行なわれた。 れを「封 これに対して渡辺 における班田農民は、 たが、 酷 こうした立場での先駆的研究は、早川二郎・渡辺 な収奪下にあっ 従ってこの説によれば奈良時代が封建制の成立期となる。 建制」 早川のアジア的農奴制説には反対し、 そして早川説によれば、「奈良時代の律令体制下 (=農奴制)と規定するわけである。 一義通は、 た姿はむしろ奴隷制と規定すべ きで 生産手段と労働力が結合しているが故に そこにアジア的農奴制の段 主として古代史に関 すで農奴に したがってこの律令制 律令農民がその 成する諸 制が成立してい 一義通らによっ 階 業績を残 を 認 社会 あ め

何に

またその

発展段階を

対応する封建的

土地

所 有制

の成立過程に

てその場合に、

農奴制

追求するとき、その基礎的問題として、

的

問

麗 理

となり、 解するか、

さらに具体的には律会制下の

一郷戸」

ある成果とあいまって、現在の学界での古代社会からは古代から中世にかけての在地構造の変化などについ で、 謬とを前提としながら理論を構成したきらい 実証的研究が進んでいない状態であり、 質 究をすすめた時代には、律令農民の存在形態や荘園の構造 する見解の相異が生まれ 両 世紀以後 園制に関する研究の盛行を促す契機となり。 はいえ揺籃期のマルクス主義歴史学における先駆的業績として ところに主眼があり、その解答の如何によって封建制成立に の意味はそれなりに評価されねばならない。 者の説は何れ の推移に関する詳細な研究への途をひらいたのであ こうしてマルクス主義 そこに農奴制成立を認めることはできずその成 彼等の主張そのものは今日ほとんど問題にされないが、 あるいは荘園制下の在地構造などについて、 0 荘園制成熟期にまで下げねばならな \$ 日本における農奴制の成立 現在の学界での古代社会から封 たのである。 歴史学の立場から日本 然しながら彼等がその かなり大胆な憶測と誤 その荘園制ある それはその後の荘 がある。 時 対を確 未だほとんど とした。 Ϋ́. その て 3期 建社 の実り 定する た。 を ح 的特 意味 ع + の 会

や近代的資本制と対立する一つの社会経済的特徴を捉えて、

と生産者層との階級関係を中心の視点とし、

そこに古代奴隷

制

ح

類型として捉えようとする傾向があらわれた。それは支配層

あるが、その頃から封建制を経済発展の上での、

生産様式

0

期

下部構造への関心を欠くが故に多くの疑問を持たれ 本において社会経済史学的研究が本格化したのは昭和初

で

済史的立場からは容認され 説に代表される法制史的 ない。こうした事情につい

一封 Ŧ,

A建制」

概念は、

それ自体として経

また封建制成立に関する法制史 マルクス主義歴史観に立つ限

ては後に述べるが、

とにかく

、牧健二

認識も、

とくに社会経済史的な

定が

重要となり、

むしろ中

田薫の業績にまで立ち帰らねばなら

民たる「名主」層の性格規定が中心課題となる。 分解の結果として創出されるところの、 中世における基本的農

ろ家父長的奴隷制に基礎をおく古代家族から、農奴的小農民経 相互依存的な関係においてのみ存在し得ることは明らかで、そ 進したものであることを認める。 行を前提とする限りにおいて、 荘園を主体とする荘園体制は、 隷制であるが、十世紀以降全国的に展開するところの寄進地系 程と経営形態とを再検討し、 追求したのが藤間生大・石母田正・松本新八郎らである。この が如何なる歴史的役割を果したかという問題を提起し、これを た。そして両者の間に、 なび名主の歴史的性格について分析を加えるという方法をとっ となる生産関係の側面から追求し、とくに荘園内部の名田、 た。これに対し、松本・石母田の場合は、荘園体制を、その基礎 て荘園制の本質は封建制成立への過渡的性格にある、と主張し れは結局律令国家を最終的に止揚する体制とはなり得ず、従 荘園制の支配機構を考えれば、 とうした立場から日本の封建制の形成過程において、 藤間生大は、その著「日本庄園史」において荘園の成立過 それ自体として農奴でないことは勿論であり、 若干の見解の差はあるが、「名」体制 荘園発生期の初期荘園の本質は奴 奴隷制的性格を克服し、一歩前 荘園体制が伝統的な古代国家と 奴隷的荘民の土地との結合の進 しかし荘園所有者の性格や、 荘園制 お

> る点では、 大体において一致する。(15) そして封建制= 藤間説と同様に過渡的 農奴制は

が支配的であったが故に、なお古代社会であると考える。 うに荘園制社会を過渡的なものと考えながらも、十・十一世紀 家父長制的名田経営、ないしはその解体過程にある惣領制的経 建化は認められるとはいえ、下部の社会関係においては、 て十二世紀末以降の鎌倉時代に入っても、一応上部構造での封 のそれは、まだ家父長制的奴隷制による農業経営(=名田経営) る時代に封建制の成立を認めたか。松本新八郎は右に述べたよ 性格を認めるのである。 と考えた。従って荘園制そのものにも、 のような名体制の分解によって、はじめて本格的展開をみせる それでは、これらの人々が具体的に日本の歴史上で、 如 何

あ(な る(6)り、 それは単婚家族構成で一応独立的に農業経営するものである。 は、畿内先進地城に成長しつつあった新興の名主層であるが、 せる、とするのである。松本説による「小農民経営」の担い手 北朝内乱期であり、 営が一般的であったのであるから、それは封建時代とは言えな そしてこの新興名主層が元弘・建武の内乱を惹起する原動力と る農奴すなわち「独立自営的な小農民」経営が成立したのが南 い。そしてこうした半古代的な大経営が解体して、松本説によ 封建国家をつくり出す主体となったものと主張するわけ この 松本説は個々の論証の過程において、 室町時代に至って農奴制が支配的展開をみ かなりの疑

営に基礎をおく封建領主に成長する過渡的段階にあるものとす

問が残り、 本における領主制の発展」では、 後の研究者に大きな影響を与えた。 南北朝内乱期に適用した構想は、まことにあざやかであって、 て までの社会構成の理解については、 た後に述べる安良城盛昭の研究も、 社会とする松本説に多くの影響をうけたものと考えられる。 11 いると言えよう。 的領主制への前段階とするのは、 地頭の存在形態を、「初期領主制」の段階と規定し、 必ずしも強い説得力をもたなかったが農奴制 鎌倉幕府体制下での在地領主 とくに稲垣泰彦の論文「日 少なくとも鎌倉時代に至る 鎌倉時代を本質的には古代 ほとんど松本説を前提とし それが封 理論を ŧ

代家族的奴隷制経営の域を脱した大規模な家父長的奴隷制の段 下の百姓名主 (=農奴) 古代末期に成長して来た在地領主制に考察の主軸を置 制が未熟であったとする点は、 と呼ばれる地方豪族が「私営田経営」を展開するが、これは 以降に初期荘園の内部に在地有力者層が抬頭し、 ける農民層の分解の中に、 つつある初期荘園や、 階にあるとする。 やがて「在地領主」として、 松本説と比較して、 れに対して石母田正の場合は、 そしてやがて十・十一世紀になると、 その対立者である私営田経営の内部にお の成立を想定した。 より早い時代に在地領主及びその支配 田堵的名主層の成長が見られ、 松本説とほとんど差がないが、 自己の「私領」を確保しはじめ 鎌倉時代において封建的: 彼の場合、 「私営田領主」 、衰退し 九世紀 、それ た結 古 体

> 層や、 次の時代に活躍した武士階段に他ならず、とくに在地領主層が の発生・成長の舞台でもあった。 荘園が成長する基盤ともなるが、 世紀前後の農村におけるこのような運動は、 領主から封建的領主へ転換するための媒体的役割を果した。十 立し、これを支配下に置くことに努める経過において、 辺境地帯では、 経営を没落に導く原動力ともなったが、 このような在地領主の広汎な成長は、 あるいは私営田領主に系譜をひく豪族的領主層こそが、 むしろ私営田領主がこれら新興の在地領主と対 すなわちここに言う在地領主 それはまた地方における武士 他 方において、 一方において私営田 いわゆる 寄 私営 とくに

る。

呼び得るが、その私領の領有は律令制的秩序の上からは必ずし 観的理由と考えられる。 希求が、彼等をして武家政権を作りあげ、その下に結集した客 現していたのであり、その領有を公権の下で合法化せんとする も合法的でないが、彼等領主層自身の実力によって、これが実 る。彼等在地領主層は、私領を有するが故に、 鎌倉時代の地頭・御家人層の主流をなすものと考える 脱皮する第一段階としなければならず、 点である。従って在地領主層の成立は、 なわち農奴たちの上に君臨することによって存立し得るとした 主層の所領が、その内部における自主経営の百姓名主・作人す の支配を公権力によって確認される時期には、 そして重要なことは、こうした在地 その在地領主層が 古代社会が封建制 「私領主」とも すでに農奴 の <u>へ</u>と あ

(18)なわち治承・文治の内乱から承久の乱に至る時期を考えている ようである。 をどこに求めるかといえば、大体において鎌倉政権の確立期す 斜を大きく見ざるを得ない。石母田説における論点は多岐に亘 存在を軽視することはできず、この時代における封建制への傾 多分に包含する過渡的形態ではあるが、そこに封建的諸要素の の成立を前提しなければならない。かくて石母田 到底これを簡略には説明し得ないが、 鎌倉時代の社会は、 古代的あるいは家父長制的な諸要素を 日本封建制の成立期 説 に J

n

(15)

学界の問題点として論議の対象となっている。 鳴をうけたが、その後種々の形で批判・反対も受け、 ○年代から五○年代にかけて一時は学界を圧倒せんばかりに共 なおこの石母田正の領主制及び農奴制に関する所論は一九四 今日なお

(12)早川二郎『日本歴史読本』

(13)渡辺義通 『古代社会の構造』

(14)

4 岡 まはないが、一九二○年代から三○年代にかけて、 ,井林太郎『日本荘園制論』、小野武夫『日本庄園制史論』、 頭恒治 た)、中村直勝『荘園の研究』、竹内理三『寺領荘園の研究』、 .虎之助の諸業績(のちに『荘園史の研究』全三冊に収録さ 成果は急激に豊富となった。その代麦的なものとしては西 ここで荘園に関する研究の進展のあとを詳細にたどるいと 『高野山領荘園の研究』及び『日本荘園経済史論』、 その研究

> 史大系』所収)昭和二四 過程』。石母田正『中世的世界の形成』昭和二一(一九四六) 良一『日 清水三男『中世の村落』 に『中世社会の研究』に収録) 松本新八郎「名田経営の成立」昭和十七(一九四二)年 及び「古代末期の政治過程及び政治形態」(『社会檘成 本中世の農民問題』 及び『中世荘園の基礎構造』、 (一九四九) 年、 などをあげることができる。 及び『封建的土地所有の成立 (後に『古代末期 鈴木 (後

「南北朝内乱の前提」(「歴史評論」一一)

政治史序説』に収録)

(17) (16)「歴史学研究」一四九号。

(18)껃 て―平安時代の百姓名の成立の意義―」 1六号) 註65所引の諸論著、 及び「中世的土地所有権の成立につ (「歴史学研究」]

四

周行らによって先鞭をつけられたところの、具体的な政治史の 成立を考えようとする研究が行なわれていた。それは先に三浦 視角から、政治史と経済史との綜合の上に、具体的に日本封建制 社会の成立の問題を追求しはじめた頃、他の分野ではまた別の して荘園制の基礎構造の解明に努力し、その面から日本の封建 れの上に、社会の発展段階を密接に結びつけんとする方法を 石母田・藤間・松本らが、マルクス主義歴史学の立場から、主と

制 展すると考えたものと言えよう。 要素が育成され、 である。 もに封建的体制の進展についてそれぞれ段階づけられているの 荘園制の時期とを区別する時代であり、この三つの期間 との期間は、

それに

先行する

班田制の

時期と、

それに後続 動向と性格を決定的とした時期として捉えられる。 世紀末から十世紀初めに至る約百年間を以て、日本の封建制 建制の成立を取扱う結果となっている。 る」と述べながら、 とくにその基礎的な社会的・経済的体制の討究を通じて解明す である。そうした研究の一つとしてあげられるのは、 制 の上での中世的封建制は鎌倉時代に始まり、 (一九三九) に公表された遠藤元男『日本封建制成立史』 室町時代にかけての政治史の流れと密接に結びつけて、 編 を世界史の ・商業の発展に求めた。 やがて崩壊の方向をたどると考え、 これは著者自身が「中世封建社会の成立に至る事情 成論が主張される必然性が生まれたのである。 その場合、 封建制の法則によって説明できず、 荘園体制の下で、 全体としてはやはり忠実に律令時代 班田的諸体制の中に封建的な社会経済的諸 しかしそうすれば現実の徳川 従って 農奴制 その原因を貨幣経 そして彼の場合は、 3 1 İ ロッ 封 室町時代に 建制が成立 パ そこに 彼によれ 封 と の 昭和十四 建 から鎌 制 は 封建建 済の 成熟 と対 する 発 で ح ば 0 八 封

> 合は、 あるとするのである。 封建制の変質のあとをうけて、 発展の過程、武家支配一元化の過程としてとらえ、 建制とに分け、 制の時代と考えた。 認めながらも、 頃に「日本封 再 編 日本封建制の成立について論議がなお定まらないことを 建制再編成史」を著した中村吉治である。 前者の基本的な発展過程を荘園から大名領へ 彼自身は平安末から江戸末期に至るまでを封 そしてその封建時代を中世封 その所論の詳細は省略するが、 再編成されたのが近世封 は 遠藤とほ 建制 かかる中世 と近 ح 建制 彼の 0) ぼ 世 同じ の

受けつぎ、

史とくに荘園に関するそれの諸成果を以て補強

それに一九二〇年代以降、

急激に豊富となった経済

建制

するという立場

中か た。その場合、武士発生の地(21)の構造などを主軸において、 領主階級内部 内部構造に関する説明については比較的弱点をもつが、武士= 長そのものに視点をあてた結果、 V١ こに封建的諸要素が如何なる形で生成・発展したかを考察して 原理や武士団組織の基礎にある精神構造にまで考察を進め、 ぼ松本、石母田両説の折衷的な継承といえるが、 は当時の学界に大きな影響を与えたものであった。 る。この奥田説は、 また同じ頃、 その場合、 ら封建的主従関係が生れてくる必然性などについては、 における同族的結合の状態や、 武士発生の地盤たる社会構造につい 奥田真啓は武士階級の成長、 封建制度の担い手としての武士階級の成 封建社会の成立の問題 領主化した武士の所領支配 その結合の解 武士団の成立とそ 武士団 K 7 世 は ま

7 造

強い影響力を与えるだけの成果を示したと言えよう。

っ

Œ

ら、この体制をつき崩す勢力の成長したところに封建制の成立 がある。もっとも石母田・松本説でも原理的には荘園制 制とが原理的に背反関係にあることを主張した点に一つの特徴 の活動発展がすすめば荘園は衰退すると説いて、荘園制と封建 点では、 発生と成熟と崩壊の過程の中に社会機構の変遷を見るだけで十 母田・松本らの立場とは大いに異る。伊東が「封建制度をただ土 み捉えようとする立場を否定する立場であり、その点では、石 制的社会をたんに武士階級と農民階級との対立関係においての 見るところの公式的なマルクス主義歴史観を極力排除し、封建 ら、これらの立場と伊東説とは、その点ではあまり隔 を支配する新しい性格の在地領主の成長を追求したのであるか を見ようとして、荘園制の下における独立小農民の成立とそれ 伊東によれば政治・経済・社会の問題のほかに精神文化に関す と述べるとき、その主張はきわめて明らかであろう。 分とはいえなくなって来る。この程度より一段と高い立場に上 地領有の状態及び之に基く階級全体の機構として理解し、 る諸問題を追求し、その綜合の上に封建制度を理解することが さらに伊東多三郎が昭和二三(一九四八)年に公刊した ただ伊東の研究の立場は、 広汎な人倫関係の総体として 調べなければならぬ。」 22 度史 奥田説に近いものがあった。 封建制度を武士の伝統機構として理解する 歴史を階級闘争の場としてのみ しかし彼の場合は、 要するに りは の中か 武士 。 日 な

> 図とにかかわらず、結果的には従来の諸説の綜合折衷にすぎな のであり、それに対して当然のこととして多くの異論がでる そこにおいてはじめて封建制度の研究が深化するというのであ 織」の契機としているなど、あまり問題を投げかけなかった。 いとも考えられ、具体的には鎌倉幕府成立を以て「封建制度組 る。この主張は、「封建制」の概念規定の問題とも関係するも 必要であり、それは「国民生活史」の上に立つ立場であるが、 伊東の封建制度成立に関する基本的構想は、その主張と意

が、

\$ 民主化の動きに対応して急激に「封建制」に対する関心が高ま た人々によってのみ行なわれていたのであるが、 た。そしてその時代は、封建制に関する研究も、 て、逐次発表されていることも多いが、その研究の出発は何 発表が戦後である場合や、 ら、あるいは戦争中に続けられてきた研究の成果である。その 究を意図して、その成果を発表しはじめたのは、 れたものではあるが、戦後において比較的早く封建制成立の研 り、この問題に取組む研究が多くなった。前記の伊東多三郎 『日本封建制度史』も、 以上述べて来たところの諸業績は、何れも太平洋戦争以前 一九四〇年代の初頭あるいはそれ以前に係るも そうした趨勢の中で、いち早く発表さ 戦後もなお研究そのもの が 戦後、 比較的限られ マル の クス主義 継 で 日本

せた永原慶二・稲垣泰彦・杉山博らと、基本的には中田・牧説

石母田・松本説を継承し、

これを発展さ

歴史学の上に立って、

|制史と経済史と、その立場の相異により「

封建

制

につ

V

下の人々の研究内容と主張とについては後に詳述することとし 安田元久らによって代表される。この中、 など法制史的立場から出発し、 安田は昭和二五(一九五〇)年に ここではまず安田の研究結果について述べておきたい。 経済的立場との総合を意図した 『初期封建制の構成』 前者すなわち永原以 を発

で

封 上

相異に疑問を投げる。そしてそのそれぞれの立場に 立 再検討しようとするものであった。 者の立場がある程度調和を保っていたと思われる中田薫の は清水三男らの研究成果を吸収した上で、 史的に考察する立場に接近し、これまでの石母田・松本あるい その方法的立場は、 まで一 一とくに法制史におけるそれと社会経済史におけるそれとの 瑄. 上部構造のみならず下部構造についても、 いに他の立場を無視する傾向にあることを認め、 応さかのぼらねばならないと考えた。 日本封建制の成立過程について新しい見解を示した。 政治史法制史的な研究に一応は立脚しなが 安田はまず封建制概念の不 中田・牧説を批判、 これを社会経済 つ学 その 研究 両 説

> の立場は、こうした疑問から出発したのである。 画定の差となってあらわれるのは何故であろうか。 おいて、その概念規定の相異が、そのまま封建制成立期 の何れに視点を置くかによる相異にすぎない。 ならず、その一つの社会的・政治的体制の上部構造と下部構造 の「封建制」概念も、実は同一時代に見られる体 て生み出された概念である。このように考えれば、 ころに出発点がある。 時代の歴史的特徴を把握して、その特徴を feudal と認め 側 いう封建制 |建制概念についての理論も本来はヨー .面を捉え、そこにその時代の特質を認めたことを前提とし 理 論構成は一 ŧ, ともにヨー つの歴史事実の認識に基礎を置く。 経済史的意味での封建制も、 ロッパの封建時代の ¤ ッパ ところが における一つ 制で 何 歴 安田 れの立 逆的 また法制 それ なくては の時代 日本に |現実の 0 研究 たと

の T ためには、 権をもったもの う単位であり、 鎌倉幕府の武士階級統制のための一つの制 たものとする中田説に反対し、 頭職が、 地 安田説によれば、 心頭が、 なければならないと考える。さらに地頭たる御家人が、 封建制成立過程を定める重要な要素となる。 地頭=在地領主の基盤となった地域社会が たんに荘園内の不動産物権行使者として恩給をうけ 土地の収益権ばかりでなく、 と主張する。 鎌倉幕府の地頭制度と、そこに存在する そうした土地 地頭は在地領主であるとともに 支配 度 土地 -地頭制 を可 の管 能 封建化 度を一 にさせる

であるが、 鎌倉幕府における地頭制度の確立は封建制成立の指標となるの 貫き、そこに封建関係が存在したと指摘したのである。 頭を中心として、 たことを指摘して、牧健二がかつて主張した如く、第二次的封 の私領において支配下の自営農民を使って経営させる形もあ であった。 格も強く、 土地支配と重畳的に存続していたので、鎌倉時代には過渡的性 要素の残滓も多く、 と得分 (=収益) 建関係が地頭とその郎従家人との関係においても存在したとす しかも地頭は幕府(将軍)という上級権力から土地支配権 その意味でこの時代を「初期封建制」と規定したの 地頭の所領の内部構造には、 土地 権を安堵されていたのであるから、 また古代権力による荘園支配も武家政権の (所領)を媒介とする主従関係が上下に 他面において古代的諸 結局は地 かくて

成立に関する基本的見解については、これを変更していない。 成立に関する基本的見解については、これを変更していない。 領制的諸関係が支配的であったとする立場からの反論があり、領制的諸関係が支配的であったとする立場からの反論があり、 また封建制成立の基点を求めるとき、武家社会よりも農村社会を重視すべしとする立場からも、当然批判されねばならない。 を通じて、その限界面をより重要視する傾向を示したが、封建建を通じて、その限界面をより重要視する傾向を示したが、封建建を通じて、その限界面をより重要視する傾向を示したが、封建建造を通じて、その限界面をより重要視する傾向を示したが、対土相互との関係が、 きわめて族制的であり、 むしろいわゆる惣の間の主従関係が、 きわめて族制的であり、 むしろいわゆる惣の間の主従関係が、 きわめて族制的であり、 むしろいわばない。

らの立場と相異し、その立場から見ての欠陥ともなった ころの社会的政治的支配の全体制の意味に用いる石母田・永原 園制」とが重畳的に存在すると解する。 を考えるのであるから、 的,土地領有が社会の支配的体制となるところに、 味に用いる。そして荘園的経済制度を地盤として成長する封建 には牧説に強く影響され、 なお安田説は、 (19)いない。この面において「荘園制」を「封建制」に先行すると の性格が奴隷制か農奴制かという問題については余り考慮して 『日本歴史全書』 中田・牧説の批判として出発しながら、 た 一定期間においては「封建制」と「荘 「荘園制」なる概念を経済制度の意 従って荘園制そのもの 封建制の成立

20『日本歴史全書』十。

本史講座』所収)。 (『新田と神道』及び「封建時代前期の武士の生活」(『新田と神道』を

日

22 『日本封建制度史』二二頁。

(23)本・ て 玉幸多編 などが代麦的なものであろう。 o 鎌倉社会の惣領制的性格を強調する立場としては、 稲 部分的批判としては、 垣らの諸論文のほ 『日本社会史の研究』 か 上横手雅敬 豊田武「初期封建下の農 所収) また安田の「地頭」論につい 及び『武士団と村落』 公「地 頭源流考」以下の |村] (児 前

安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』、『日本荘園史概

(24)

文が

あ

る

説 及び『守護と地頭』

が

建制の成立過程を荘園制の中に追求する方法は、 奴制と呼ばれる封建的な経済的・政治的制度の発生経路を如何 するか、またその形成過程の中で、 よ活潑となった。 しての「封建制」を問題として、 理解するかに向けられたことは、 そこではつねに荘園の内部の動向が問題となる。 いかに捉え得るか、 石母田の諸業績のあとをうけて、 前 生産様式を基礎として成立する社会構造を指す その場合、関心の中心が、 ということの追求は、 その封建制が如何にして成立 日本封建社会の構造的特質 当然のことである。 一九五〇年代にはいよい 領主制あるいは農 さきの藤間 先述の 日本の封 概 従っ 念と

学の立場から、 田 .薫の研究にはじまるとは言えるが、 研究はより深化され、 その後マルクス主義歴史 また学説は区々になって かく中

階」とみなすものである。

なり、 発展した。そしてある意味では諸説紛々たる状態を 現 中心となる。 た。その際に、 なわち荘園制の性格規定の問題に論議が集中するよ うに が、今や問題は日本の その内部構造と、 大体にお 「荘園制」の本質を如何に考えるか、 農奴制 いて十世紀以降の荘園が主たる対象と 在地領主制 の 成立の問題とが 出 な L っ す た

ところでこうした荘園制の性格規定について、

現在なお論

格を強調し、荘園制の本質を、 には、 名主の家父長的奴隷所有者的性格を否定し、 には古代的奴隷制的本質をもつと見るもの、 社会に至る、過渡期的な土地所有形態」とするもの、 なわち第一は、 年代を考慮して大別すると、 の上部構造として成立した土地所有制」であるから、 いているわけであるが、 荘園制は「家父長制的奴隷制に基礎をおく名主=名田体 荘園制の本質を、 次の三つの立場に分けられ その所説を内容整理別にし、 「封建領主的土地所有制の 「古代律令社会から中世封建 そして第三には、 逆にその農奴的 また第二 基本的 段

制

来たようである。(25) して、 が、 原の厖大な研究業績のすべてをここに紹介することはできない 場であることは言うまでもないが、 この第一のものが、すでに述べた藤間 彼の場合、 批判的発展的に研究をすすめたのが永原慶二である。 ...封建制の成立については、 戦後とくにこの立場を継承 松本・ 大体次の如く考えて 石母田らの 永 立.

として、 代及び現物地代を収取される存在」であるが、 家族の一応独立的な農民で、 の農奴とは言うまでもなく、「家父長制的な大家族でない、単婚 「倉時代の荘園内部に存在したか否かを追求した永原は、 彼の研究は荘園農民が農奴的か否かの検討から出発する。 鎌倉期の荘園内部に普遍的な名主・在家層の内部構造 領主の経済外強制によって労働地 そうした農奴が そ

た結果、 の性格を、 経営をもつ小農民の成立を認め、 そこで研究の初期の段階では松本説のように南北朝期に独立の がなお家父長制的構造であって、独立小農民とは言い それぞれが相互に関連しあった一還として、一つの収取体系を 荘園領主・国衙権力がそれぞれ荘園の年貢収取の契機となり、 を認めるが、それにもかかわらず、その領主化の限 界 を 指 摘 体制にあって、十二世紀における在地領主の私的領主化の傾向 を現実の荘園の年貢収取のメカニズムの究明を通じて再検討し った室町時代初期を、封建制成立の時期として捉えた ので あ 主を範疇的に「奴隷」、 かに家父長制的奴隷制と規定される如き一面をもつにもかかわ いとする。それは、この時代の名主・在家の内部構造が、たし 実現することを指摘する。そしてこの事実を基礎に置いて、荘 制を封建的土地所有制の一段階と規定することは で き な い 従って鎌倉時代に封建制を認めることには疑いをもった。 在地領主が年貢搾取の主体ではないと主張し、 しかし後に彼自身の研究の進展とともに、鎌倉期の荘園制 また一面的に家父長的奴隷制を考えることにも賛成し得な 地頭的領主あるいは守護大名が直接にとらえるようにな 荘園体制全体のなかで統一的に把握せんとするとき、名 その主張の若干の変化展開が見られた。すなわち荘園 それほど単純にわり切ることの欠陥を修正し、これ あるいは「農奴」と規定することも理 しかもその独立的小農民=農 在地領主・ 難 いと

> な構造をもつと解さねばならないとするのである。こうして永 である。 戦国時代とし、 倉時代に位置づけ、 は、封建化促進の契機をなしたという意味で、 原の場合は、 から中世への過渡的形態として成立展開したところの、 基礎構造をもつ荘園制の歴史的位置を考えるとき、それは古代 うな名主・在家を「過渡的経営体」と表現するが、そのような 論的に困難であると考えたからに他ならない。 「過渡的」な荘園制を基盤とする鎌倉幕府の成立 織豊政権から江戸時代を、その第二期としたの 「発達した封建制の第一期」を南北朝 永原は、 初期封建制を鎌 不安定 から

このよ

基礎として展開したものと考え、その解体の中から農奴制が成 政治的奴隷制=総体的奴隷制とし、それが家父長制的奴隷制を 出したものである。安良城はまず石母田説などが、 中世の名主は、まだ封建的小農民ではないとの主張を強く押し 説などの基礎にある封建的小農民のとらえ方に異論をとなえ、 に関する研究成果を徹底的に検討し、鎌倉封建説、 の論文は、それまでの藤間・石母田・松本・永原らの農業経営体

そして彼自身は

(家父長制的奴隷制を律令体制下の総体的奴

立するという理解をしていることに反対する。 南北朝封建 律令体制を

九五三)

投げた安良城盛昭によって代表される立場である。

この安良城

に「太閤検地の歴史的前提」を発表して、学界に大きな波紋を(名)

第二の立場であるが、これは昭和二八年

次に、

問

体制は、 ことになる。 学父長制的奴隷制が展開し、 奴制が形成されると考え、律令制から封建制への移行を 制 戸時代の社会経済史研究者の間に熱狂的に歓迎された。 きわ これが豊臣秀吉の太閤検地により、 史を通じて農奴=小農の成立による封建関係の成熟が見られ、 あるといえよう。こうして安良城の場合は、 段階論でとらえず、二段階論を主張したところに大きな特徴が であると規定した。従ってそのような名体制を基礎とする荘園 変質の中から出現した名主こそは、 じて、名主の奴隷制経営を実証し得たとして、 で把握しなければならないとする。そして名体制の再検討を通 よる分析を示し、また大胆な論理を以て旧説を批判した点で、 「太閤検地封建革命説」が導き出されたのである。 反論が生まれ、 制の基礎とは考えず、) に照応する体制としての総体的奴隷制 個別的論証には、 めて新鮮かつ前進的な研究として、 の安良城の研究は、 まさしく家父長制的奴隷制を、その本質とするという また上に見た第 律令制から封建制への移行を、 さらにこの安良城説の直接の批判として次に 若干無理な点も見られ、 荘園の支配構造に対する新しい むしろ「未発展な段階に 一の立場からは当然のこととして強 さらにその解体の中から封 典型的な家父長制的奴隷主 体制的に確立したとす 学界の一 が解体するところに 石母田説の如く一 荘園制の崩壊の歴 班田農民の分解 かなりの疑問が 部 あ とくに江 しかし ・視角に 二段階 建 奴 的農 る 隷

> 世村落研究にまでさかのぼる。清水は荘園をヨーロッパのマナイの源流は、一九三〇年代のはじめに行なわれた清水三男の中 比較的最近になって強く主張されはじめたものであ 見る第三の立場も導き出され ところで、この第三の立場は、第一第二の説の批判として、 たのである。 る しかし

1

る

これらの人々の場合、安良城説とは全く反対に、 ような名体制は存在せず、むしろこの時期には、国衙領・荘園を ける寄進地系荘園にあっては、 していることを認めようとする。 ことを否定し、 期名主層の家父長制的大経営について検討し、 隷制の最終的な段階とみることを前提とする。 に補強され、 て黒田俊雄・高尾 屋辰三郎の研究において発展的に継承され、さらに最近になっ(29) おける封建的性格を指摘したのであった。この考えはのちに林 を明確に指摘したのであるが、その際に名主=武士層の 領とを問わず地方の農村に成長する地主=名主の問題の の非合一性を強調し、封建制成立の研究において、荘園領と国衙 わず在地領主と農民との間に、 に比定したところのそれまでの通説を批判して、 これを奴隷制的労働力を基本とする経営であると規定する 一つの主張として体型化されてきたものである。 そこにはすでに小作制的な小経営の萠芽が展開 彦・村井康彦・戸田芳実らによって実証 家父長制的奴隷制を本質とする 従っておそくも十二世紀にお 封建的関係が展開しており、 松本説 そしてさらに 律令体制を奴 荘園と村落 が所領に 重要性 <

おくわけであるが、 శ్ర 荘園体制もまた当然封 過渡的」と見ることもあたらず、 この場合荘園制の典型的段階を十二世紀の寄進地系荘園に それは奴隷的とみることができな (建的な本質を有すると主張する 明白に封建的性格である いば の で かり ぁ

第一第二の説に鋭く対立する。

らに自説の補強のための努力を繰返している。 ており、 内容的に見れば、それぞれの主張は何れも一面の真実を指摘し 見解が存在するが、これらは相互に全く相反している。 こうして封建制の母胎たる荘園制の本質規定に関する三つの またそれぞれが先行する見解の批判として展開し、 その点では、 しかし 全 さ

制 『日本封建社会論』及び昭和三六年 永原の代表的著作としては、 成立過程の研究』がある。 昭和三〇年 (一九六一) \Box 九五五) の『日本封 の

体として研究の発展を促進しているといえよう。

(26) 歴史学研究」一六三・一六四号。

なおこの

問題に関する安良城の論文としては、

律令制

の

(28) 本質とその解体」 清水三男 『日本中 (昭和三一年歴史学研究会大会報告) 世 の村落』 昭 和一七年 二九 (四二) ٥ 及び

(29)屋辰三郎 「律令制と荘園制」 昭和三〇年(一九五五)

『上代の土地関係』昭和一八年(一九四三)

(30)

黒田俊雄「

| 荘園制の基本的性格と領主制|

村井康彦

「庄園

خ

『古代国家の解体』

所収)

何れも日本史研究会編『中世社会の基本構造』昭 と寄作人」 九五八) 戸田芳実 所収) 高尾一彦「荘園と公領」(歴史学研 「国衙領の名と在家について」 和 (以上、 三三年

能平·工藤敬 日本史研究会編『日本歴史講座』第二巻所収 なおこのほ か らの諸 このグループに属する人々大山喬平 研究を含めて、 最近の研究業績 似はきわ 河

さ

めて多い。

以上、

日本の封建制の成立に関する研究のあとを、

ごく概括

る。 ず、 た。 ており、 多くの研究成果が示され、 ほかにも数多くあり、 た諸業績のほか、 題を直接的に取扱った諸業績を取り上げて来た。本論に論及し に関連があるが、 的に述べたのであるが、ここでは主として「封建制成立」の問 すべては今後における一層の考究にかかっていると言えよ 現在なお学界における論争主題の一つとしての地位を保っ の問題は半世紀以上にわたるその研究の進展にも そして以上の概観でも明らかな如く、この「日本封 一つの結論を得ることは、 限られた紙数では到底これを網羅し得なかっ 間接的にこの問題に関心を示した研究はこの とくに最近の十年間は、 何れも「日本封建制」と直接・間接 まだまだ望めない状態であ 学界に裨 かゝ は益する かわら 建制成